

川崎市立学校施設包括管理業務に関する
サウンディング調査実施要領

令和7年10月

川崎市教育委員会事務局 教育環境整備推進室

目 次

1 調査の背景・目的	1
2 調査を求める施設及び業務の概要	1
3 調査の方法	2
4 本市が示す対話事項	3
5 対象者	3
6 調査スケジュール	4
7 事業者説明会	4
8 参加申込方法	5
9 調査票の提出方法	5
10 質問の受付・回答	5
11 個別対話の実施方法	6
12 対話内容の公表等	6
13 対話実施後の事業の予定	7
14 留意事項	7
15 様式等	7
16 問い合わせ先	8

1 調査の背景・目的

本市では、令和6年度から3年間のモデル事業として、麻生区の学校施設において、管理運営の効率化を図ることなどを目的に、施設の維持管理および修繕業務を一括して民間事業者へ委託する「包括管理委託」を導入しています。

今年度は、これまでの取組について効果検証を行い、修繕対応の迅速化や維持管理水準の向上などの成果が確認されました。これらの成果を踏まえ、令和9年4月からは、市内全域の市立学校施設を対象に「包括管理委託」の導入を進めてまいります。

これに伴い、令和7年度中には実施方針の策定を予定しており、業務範囲など詳細な発注条件の具体化に向けて、民間事業者の皆さまから幅広く御意見を伺うことを目的に、サウンディング調査を実施いたします。

2 調査を求める施設及び業務の概要

(1)対象とする施設

市立学校施設 176校※1

内訳：小学校 115校、中学校 52校、高等学校 5校、特別支援学校 4校

なお、対象業務の範囲は、各校の維持管理手法や施設状況により異なります。

※1 【資料1】川崎市立学校施設一覧を御参照ください。

(2)事業スキーム

各施設の維持管理に係る複数の業務を対象として、一括発注または性能発注により、民間事業者へ包括的に委託するもの。

ア 施設マネジメント業務

巡回点検・軽微な補修等を含む。※2

イ 維持管理業務

教育委員会事務局が学校施設の維持管理のために発注している委託業務

ウ 修繕業務

経年劣化等による修繕及び予防保全に資する修繕のうち軽易なもの（400万円以下／件）

※2 包括管理事業者は、学校からの修繕の要望を受け付けるヘルプデスク機能を用意し、現地調査に基づく改修優先度及び改修方法等について本市へ提案を行い、本市と実施可否を協議の上、修繕の発注・監理・支払いを行うことを想定しています。修繕に係る費用は、実績払とし、実績を基に月ごとに清算します。

(3)想定している維持管理業務※3（一部、従来業務を集約した業務名としている）

建築物定期点検業務 ／ 建築設備定期点検業務 ／ 防火設備定期点検業務 ／
遊具点検業務 ／ 昇降機保守点検業務 ／ 給食調理機器関係保守点検業務 ／

消防用設備等点検業務 / プール設備清掃保守点検業務 /
雨水貯留施設清掃点検業務 / トイレ清掃業務 /
給食室換気扇設備・窓ガラス清掃業務 / 窓ガラス清掃業務 /
貯水槽清掃保守点検業務 / 建築物等環境衛生管理業務 /
空気調和機器点検業務 / 自家用電気工作物等保守点検業務 /
樹木剪定・草刈業務 / 有害鳥類捕獲等業務 / 漏水調査業務 /
受付・校務業務（はるひ野小中学校のみ） / 建物総合管理業務※⁴

※3 想定している業務は、すべて川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室の所管業務であり、他部署の業務は含みません。

※4 建物総合管理業務を導入している学校については、点検や清掃など他校と共通する業務は、他校分とまとめて一括発注することを想定しており、その学校特有の業務（受付や特殊な設備の点検など）については個別に発注する形となります。なお、建物総合管理業務全体を再委託先に発注することは可能ですが、そこからさらに個別の業務を再々委託することはできませんので、御注意ください。

(4)事業期間

令和9年4月1日から5年間を想定

(5)学校施設包括管理業務委託に関連する計画等

学校施設包括管理業務委託の推進に当たり関連する計画等は以下のとおりであり、本市ホームページより参照いただけます。

- ・「第2次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン」（平成30年3月策定）

<https://www.city.kawasaki.jp/880/category/11-7-1-0-0-0-0-0-0.html>

- ・「学校施設長期保全計画」（平成26年3月策定）

<https://www.city.kawasaki.jp/880/category/9-9-14-1-0-0-0-0-0.html>

- ・「麻生区内学校施設包括管理業務」

<https://www.city.kawasaki.jp/880/category/9-9-18-0-0-0-0-0-0.html>

3 調査の方法

本調査では、協力いただける民間事業者から、個別対話方式にて御意見を伺います。御意見を伺うにあたっては、本市が示す対話事項に対して、意見等を本市の指定する調査票（様式3）に記載し、事前に提出してください。個別対話は提出された調査書を用いて行います。また、サウンディング調査参加申込書（様式2）提出前に、事業者説明会を開催します。

4 本市が示す対話事項

本事業については、今後事業者公募を進めますが、公募にあたっての業務内容や公募条件等について、民間事業者のみなさまの参画可能性や御意見、御提案をお聞かせください。

1 業務範囲について
(1) 本市が検討している業務範囲の受託可否について
(2) 受託できない業務について
2 事業規模について
3 マネジメント経費について
(1) 拠点について
(2) マネジメント費の項目及び算出における考え方等について
4 市内事業者の受注機会の確保に関する取組について
5 付加価値提案について
6 市への要望や必要な提示資料について
7 契約について
(1) 契約期間について
(2) 市内事業者等とのグループでの受託について
(3) 本事業への参加意向について
8 その他

5 対象者

包括管理業務委託の実施主体となることができ、かつ、事業に参画の希望を有する法人や法人グループ。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 参加申込書提出時点で、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止を受けている者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は川崎市暴力団排除条例第 7 条に該当する者
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している者
- (6) 国税及び地方税を滞納している者

6 調査スケジュール

内容	日程（予定）
実施要領の公表	令和7年10月30日（木）
事業者説明会参加申込期限	令和7年11月13日（木）午後5時まで
事業者説明会	令和7年11月14日（金）午後3時開始
質問の送付期限	令和7年11月18日（火）午後5時まで
質問への回答の公表	令和7年11月25日（火）予定
サウンディング調査 参加申込書受付	令和7年11月14日（金） ～12月4日（木）午後5時まで
サウンディング調査 調査票の提出	個別対話日の2開庁日前の午後5時まで
サウンディング調査の実施 （個別の対話）	令和7年12月1日（月）～12月8日（月） ※実施日時等の詳細については、個別に連絡させていただきます。
結果の概要の公表	令和8年1月頃（予定）

7 事業者説明会

本調査の内容について、次のとおり事業者説明会を開催します。

（1）日時

令和7年11月14日（金） 午後3時から（受付開始 午後2時30分から）

（2）場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎 305・306会議室

（3）参加方法

参加は事前申込制です。事業者説明会参加申込書（様式1）に必要事項を記入の上、令和7年11月13日（木）午後5時までに、「16 問い合わせ先」のメールアドレスあてに送付してください。なお、件名は、「包括管理_事業者説明会【事業者名】」としてください。

（4）その他

- ・ 包括管理業務の業務内容やサウンディング調査等に関する説明会を行います。
- ・ 参加する人数は、1グループにつき2名程度まででお願いします。申込状況によっては、人数を絞らせていただきますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 当日の所要時間は、60分を予定しています。
- ・ 当日、本実施要領は配布しませんので、各自持参してください。
- ・ 当日は、異業種間のコンソーシアムの形成が可能となるよう事業者説明会参加者の名簿（企業・団体名、担当者氏名及び連絡先）を配布する予定です。名簿への掲載の可否について事業者説明会参加申込書（様式1）の所定の欄に記入してください。

8 参加申込方法

(1)提出書類

サウンディング調査参加申込書（様式2）

(2)提出期間

令和7年11月14日（金）から12月4日（木）午後5時まで

(3)提出方法

「16 問い合わせ先」のメールアドレスあて送付してください。なお、送付の際のメール件名は、「包括管理_参加申込書【事業者名】」としてください。

(4)その他

対話の実施期間は12月1日（月）から12月8日（月）までとしていますので、日程調整等の都合上、早めのお申込みに御協力ください。

参加申込は先着順とし、お申込みのあった事業者から随時、個別対話の日時と場所の御連絡をいたします。

9 調査票の提出方法

(1)提出書類

サウンディング調査調査票（様式3）

(2)提出期間

個別対話日の2開庁日前の午後5時まで

※12月4日（木）に参加申込書（様式2）を提出する場合は、調査票（様式3）も併せて提出をお願いします。

(3)提出方法

「16 問い合わせ先」のメールアドレスあて送付してください。なお、送付の際のメール件名は、「包括管理_調査票【事業者名】」としてください。

10 質問の受付・回答

(1)質問書類

サウンディング調査質問書（様式4）又は任意の様式

(2)提出期間

令和7年10月30日（木）から令和7年11月18日（火）午後5時まで

(3)提出方法

「16 問い合わせ先」のメールアドレスあて送付してください。なお、送付の際のメール件名は、「包括管理_質問書【事業者名】」としてください。

(4)回答

回答は、令和7年11月25日（火）（予定）に、川崎市ホームページに公表します。

回答公表ページ <https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000181338.html>

11 個別対話の実施方法

(1)実施期間

令和7年12月1日（月）から令和7年12月8日（月）まで

なお、具体的な日時については、サウンディング調査参加申込書（様式2）に記載いただいた希望日を踏まえて調整をしますので、決定後に各参加者に御連絡します。希望に添えない場合もありますので御了承ください。

(2)場所

川崎市役所本庁舎または南庁舎 会議室（参加者あて別途通知します。）

(3)実施方法

参加者ごとに、事前に提出された調査票の内容に基づいて対話を行います。

(4)所要時間

参加者あたり30分～1時間程度

(5)その他

本調査は、参加事業者のアイデアやノウハウの保護のために個別に行います。また、本調査の実施に際して説明のために別途必要な資料がある場合は、提出分として3部を御持参ください。

12 対話内容の公表等

対話の内容については、概要としてとりまとめの上、令和8年1月頃に市のホームページで公表します。

また、提案者の名称及び知的財産権に係る内容は原則非公表とし、事前に提案者あて公表内容の確認を行います。なお、「川崎市情報公開条例」に基づく公文書開示請求があった場合は、提案者に

事前に連絡の上、条例に定める範囲において公開する場合があります。

13 対話実施後の事業の予定

本調査の結果を踏まえて、次のとおり事業実施を予定しています。

実施方針案の策定：令和8年2月頃

実施方針の策定：令和8年3月頃

事業者の選定：令和8年5月頃から

事業着手：令和9年4月1日から

14 留意事項

(1)本調査への参加及び調査内容の取扱い

ア 本調査への参加実績は、民間活力を導入した事業化の際の応募条件及び評価対象になるものではありません。

イ 本市及び参加者ともに、本調査での対話内容（個別対話時の発言内容を含む。）は、その時点での想定によるものとし、提案いただいた事業の実施等について、何ら約束するものではありません。

ウ 提案いただいた事業を実施する場合でも、改めて事業者公募を行います。本調査の提案者による事業実施を約束するものではありません。

(2)費用等

本調査の参加に要する費用は提案者の負担とします。本市による費用の徴収または対価の支払いはありません。

(3)追加調査等への御協力

必要に応じ、追加対話（書面による照会を含む）やアンケート等を行う場合には、可能な限り協力をお願いします。

15 様式等

様式1 事業者説明会参加申込書

様式2 サウンディング調査参加申込書

様式3 サウンディング調査調査票

様式4 サウンディング調査質問書

資料1 川崎市立学校施設一覧

参考資料1 文教委員会資料（令和7年10月30日付）

16 問い合わせ先

川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室 担当 寺内、長島
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地（川崎市役所南庁舎4階）
電 話 044-200-0753（直通）
メール 88seibi@city.kawasaki.jp